

## ホテルニューオータニ長岡 宿泊約款

### (適用範囲)

第1条 ホテルニューオータニ長岡(以下、「当ホテル」と称する。)が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令または法令に基づくものをいう。以下同じ)または一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令等および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申し込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者には、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日および到着予定時刻

(3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)

(4) 宿泊者と申込者が違う場合の申込者氏名および連絡先、宿泊代を第三者が支払う場合はその人の氏名及び住所

(5) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが当該申込みを承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として、当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後 同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった

場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者※に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

※「宿泊しようとする者」は、これから1泊目の宿泊をしようとする者または既に1泊以上宿泊のいずれも含みます。(以下、同様)

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次の各号の一に該当するときは、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序または善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次に掲げる場合に該当すると認められるとき。

①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の株式会社ニュー・オータニおよびニューオータニグループの各事業所で定めた反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)。

②反社会的勢力の構成員または関係者が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

③法人でその役職員のうちに反社会的勢力の構成員または関係者に該当する者があるもの。

(5) 宿泊しようとする者が、ほかの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という)であるとき。

(7) 宿泊に関し次の行為が行われたとき。

①暴力的要求行為が行われたとき。

②権利の行使を妨害し義務なきことを強制されたとき。

③合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

④偽計(風説流布、欺罔誘惑行為等を含む)もしくは威力(暴言、暴力行為等を含む)を用いて業務を妨害したとき。

(8) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という)第7条第2項または第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く)。

(9) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であってほかの宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求(旅館業法施行規則第

5条の6に定める)を繰り返したとき。

(10) 自然災害、大規模障害、感染症のまん延、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(11) 新潟県条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、当ホテルに対して、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客(または代理人)は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客(または代理人)がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。なお、個別契約または特約により別途違約金を定めた場合には、当該定めに基づき違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客(または代理人)が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客から連絡がないまま、宿泊日当日の20:00(到着予定時刻が明示されている場合には、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序または善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が、次に掲げる場合に該当すると認められるとき。

①反社会的勢力の構成員または関係者

②反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

③法人でその役職員のうちに反社会的勢力の構成員または関係者に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が、ほかの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(5) 宿泊に関し次の行為が行われたとき。

①暴力的要求行為が行われたとき。

②権利の行使を妨害し義務なきことを強制されたとき。

③合理的な範囲を超える負担を求められたとき

④偽計（風説流布、欺罔誘惑行為等を含む）もしくは威力（暴言、暴力行為等を含む）を用いて業務を妨害したとき

(6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が「障害者差別解消法」第7条第2項または第8条第2項の規定する社会的障壁の除去を求める場合は除く）。

(7) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であってほかの宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(8) 自然災害、大規模障害、感染症のまん延等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないうとき。

(9) 新潟県条例の規定する場合に該当するとき。

(10) 寝室での寝煙草、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める施設利用規則等の禁止事項に従わないとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊契約を解除した時点で既に提供を受けたサービス等がある場合は、その料金をお支払いいただきます。

3 当ホテルが前1項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合は、当該客の到着前の解除であるか、到着手続後の解除であるかに関わらず、当ホテルの裁量によりその時点で宿泊契約を解除(破棄)し、以降の利用をお断りいたします。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、当ホテルに対し、その理由について説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、住所および連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍および旅券番号、パスポートの写し

(3) 出発日および出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条に定める料金を、クレジットカードおよびクーポン券など通貨に代わり得る方法により支払おうとするときは、それらを宿泊登録の際に呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が客室を使用できる時間は、通常到着日の午後2：00から出発日の午前11：00までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 3時間までは、室料金の30%
- (2) 6時間までは、室料金の50%
- (3) 6時間を超えた場合は、室料金の100%

(利用規則の順守)

第10条 当ホテルでは施設利用規則等を客室や各施設に掲示、またはその他の方法で表示しております。お客様にはこれらの施設利用規則等を順守いただきますようお願いいたします。

(禁止事項等)

第10条の2 施設利用規則第11条(11.)により、次の通り禁止事項等を定めておりますので、ご確認の上で当ホテルの施設等をご利用ください。

- ①暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的・不当要求およびこれに類する行為
- ②賭博または風紀を乱すような行為
- ③心神耗弱等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼしたりするおそれがある行為
- ④睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様あるいはホテルに迷惑をかける行為
- ⑤暴力的要求行為
- ⑥権利の行使を妨害し義務なきことを強制する行為
- ⑦合理的な範囲を超える負担を求める行為
- ⑧偽計（風説流布、欺罔誘惑行為等を含む）もしくは威力（暴言、暴力行為等を含む）を用いて業務を妨害する行為
- ⑨大声、放歌、喧騒または著しく不潔な風体もしくは服装等他のお客様に著しい迷惑を及ぼす行為
- ⑩刺青、シール類を含むタトゥーをされた方が当ホテル諸施設を利用しようとする場合は、他のお客様へ威圧感を与えるものではないとホテルが判断した場合に限りその利用を許可いたします。
- ⑪当ホテル諸施設へ許可なく飲食物を持ち込むことおよび外部から出前等をとる行為、当ホテル諸施設を当ホテルの許可なしに宿泊および飲食以外の目的に使用する行為
- ⑫浴衣、パジャマ、下着、スリッパ等で廊下、ロビー、レストラン等客室以外の当ホテル諸施設を出歩く行為
- ⑬犬、猫、小鳥等の動物およびペット全般（ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬は除く）を持ち込む行為
- ⑭発火または引火しやすい火薬・揮発油類、危険性のある製品、異臭・悪臭を発生する物、許可証のない銃砲、刀剣類その他法令で所持を禁じられている物等を持ち込む行為
- ⑮当ホテルの施設、備品、什器等を破損または損傷あるいは、当ホテルの許可なく他の場所へ移

動または館外に持ち出す行為

- ⑯当ホテル諸施設で許可なく、小型無人飛行機（ラジコン・ドローン等）を飛行させる行為  
（小型無人機等飛行禁止法第9条第1項の規定により、100g未満のドローンであっても飛行禁止  
となっています。）
- ⑰当ホテル諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布・掲示、所持品の放置、物品の販売、勧誘、  
パーティーの開催、撮影、営業行為、ビラ等の配布、プラカード・ゼッケン・ハチ巻・横断幕  
等による示威行為およびそれ等の持込み、署名活動・政治活動等を行う行為
- ⑱当ホテル諸施設に街頭宣伝車、改造車等の構内乗入れ、他のお客様に不安感を及ぼしたり、ご  
迷惑となるおそれがあると当ホテルが判断する風体や車両等で来場したり、駐停車したりする  
行為
- ⑲当ホテル諸施設の名称・住所の印刷や、建物・動産の全体あるいは一部の写真または模写した  
映像、その他商標・意匠等、当ホテルが所有する権利を許可なく使用する行為
- ⑳当ホテルの建築物や諸設備に傷や異物をつける等、現状に変更を加えたりする行為
- ㉑その他当ホテルが不相当と判断する行為。

（営業時間）

第11条 当ホテルの施設等の主な営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は  
備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のディレクトリー等でご案内いたします。

（1）フロント・両替等のサービス時間:

- ①正面玄関：24時間他
- ②フロント：24時間他
- ③外貨両替：24時間他(外貨両替機)

（2）飲食等(施設)サービス時間:

- ①朝食：06：30 ～ 9：30他
- ②昼食：11：30 ～ 14：00他
- ③夕食：17：00 ～ 21：00他
- ④バー：18：00 ～ 24：00他

（3）付帯施設サービス時間

- ①宴会・婚礼等の相談：9：00～18：00
- ②テナント店舗等：10：00～19：00他
- ③テナント飲食店舗：16：00～翌朝01：00他

2 前項の施設および営業時間は変更することがあります。その場合は、当ホテル公式サイトをはじ  
め、各所の掲示物や文書等でお知らせいたします。

（料金の支払い）

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表第1に掲げるところに  
よります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めたクーポン券およびクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意で使用しなかった場合であっても、宿泊料金を申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、万一の災害等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件によるほかの宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらずほかの宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物などの取扱い)

- 第15条 宿泊客がフロントに預けた物品または現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテルに持ち込んだ物品または現金ならびに貴重品であってフロントに預けなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、遺失物に関する法令および当ホテル所定の「貴重品・預かり品・遺失物等に関する取り扱い」に基づいて取り扱いいたします。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### (駐車責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場を利用する場合、駐車中の車両に、貴重品等を残置しない、高齢者および乳幼児を残さない、動物を放置しない等ホテル所定の「駐車場利用管理規則」(公式サイト「ご利用規約」参照)に従っていただきます。また、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### (宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

2 禁煙室での喫煙(電子たばこ・加熱式たばこを含む)が認められた場合には、損害賠償金としてたばこ臭などの除去費用・販売不能期間中の営業補償を請求いたします。

#### (個人情報の取扱い)

第19条 個人情報保護方針及び個人情報の取扱いにつきましては、ニューオータニホテルズ公式サイトおよび当ホテル公式サイトをご覧ください。当ホテルは、旅館業法ならびに個人情報保護法に基づいてお客様の個人情報を取得しております。取得した個人情報は当ホテルの業務上の目的に限定して使用いたしますが、個人を特定せずに統計分析を目的として使用する場合があります。なお、取得した個人情報をお客様の同意を得ることなく、第三者に開示・提供することはございません。ただし、裁判所の命令による場合、検察庁、警察等から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合、またはこれに準ずる権限を有する機関から照会があった場合はこの限りではありません。なお、緊急時におけるお客様の生命・財産を守るために個人情報を開示することがあります。

#### (免責事項)

第20条 当ホテルがお受けした宿泊提供契約およびその他飲食提供契約等が、不可抗力の事態および当ホテルの責めに帰さない事由その他によりその履行が出来なくなった場合は免責とします。なお、「不可抗力の事態」とは、自然災害、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水時の盗難、害意による損害、ストライキ等の労働争議、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防公衆衛生上の緊急事態(WHOよりパンデミックフェーズに関わる警報が発令され、国又は地方自治体がこれに対応した場合に限る。)、国または地方自治体の行為または規制やこれらによって生じた通信施設、回線等の障害や交通輸送手段の障害断絶など当ホテルの支配の及ばないあらゆる原因をいいます。

2 当ホテル内からのインターネット通信は、お客様ご自身の責任において使用するものとします。インターネット通信の使用中にシステム障害その他の原因によりサービスが中断し、その結果使用者にいかなる損害が生じた場合であっても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、お客様のインターネット通信の使用に際して、当ホテルが不適切と判断した行為により当ホテルおよび第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償していただきます。

#### (約款の変更)

第21条 本約款は、民法上の定型約款に該当し、本約款の各条項は、宿泊客の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更いたします。

2 本約款が変更された場合には、変更後の規定の内容を 当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものとします。なお、本約款を変更する場合には、変更内容等を記載した書面またはインフォメーション等適切な方法にて周知いたします。

#### (分離可能性)

第22条 本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効、違法または執行不能と判断された場合であっても、本約款の他の規定はその影響を受けないものとし、継続して完全に効力を有するものとします。

2 特定のお客様との契約において、消費者契約法その他の法令等により本約款のいずれかの条項または その一部が無効、違法又は執行不能と判断された場合であっても、当該特定客以外のお客様との契約における本約款の有効性及び強制力に何ら影響を与えないものとします。

#### (支配する言語)

第23条 本約款は日本語と英語で記述されていますが、日本語と英語記述の間に解釈上の不一致または相違があるときは、全て日本語によるものを優先します。

#### (裁判管轄及び準拠法)

第24条 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの本店所在地を管轄する新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本の法令に従って解決されるものとします。

2025年(令和7年)1月1日

■別表第1 宿泊料金等の内訳と算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳	税金の積算
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1)室料 (2)サービス料 [(1)×10%] (3)宿泊パッケージ(室料、食事、サービス料等を含むホテルプランなど) (4)消費税	消費税： [(1)+(2)] ×10% または(3) ×10%
	追加料金	(5)飲食及びその他の利用料金 (6)サービス料 [(5)×10%] (7)消費税	消費税：[(5)+(6)] ×10%

(注)

1. 室料、宿泊パッケージは、公式サイトまたはパンフレット等で表示する料金によります。
2. ツインルームを3名でご利用になるため、予備ベッドをご希望の場合は別途8,000円(税金・サービス料別)を申し受けます。
3. 宿泊勘定書上の消費税の印字は、消費税又は Consumption Tax と表示されています。
4. 税金表示は外税方式・内税方式を併用しております。ただし、税法が改正された場合は、改正以降における規定によるものとします。
5. 客室電話をご利用の場合は、通話料のほか所定の施設使用料をいただきます。

■別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日 契約室数 (申込延室数)									
	不泊	当日	前日	2日～ 7日前	8日～ 14日前	15日～ 30日前	31日～ 80日前	81日～ 180日前	
延室数 14室まで	100%	100%	80%	20%	10%	—	—	—	
延室数 15室以上	100%	100%	100%	80%	60%	30%	20%	10%	

(注)

1. パーセント表示(%)は、次項の計算により得られた総額に対する違約金の比率を表します。
2. 一泊あたりの宿泊料金(サービス料、税金を除く)に滞在日数を乗じて得られる総額が違約金の対象になります。ただし、一泊の予約については、一泊分の宿泊料金(サービス料、税金を除く)が対象になります。なお、直近に見積書が提示されている場合は、その見積書総額からサービス料および

消費税相当額を除いた金額が違約金の対象になります。

3. 「延室数」とは、連泊予約又は実際の連泊において、1泊あたりの室数に滞在日数を乗じて得られる室数の合計をいいます。
4. 連泊予約における契約室数(延室数)が、予定変更若しくは滞在日数の減少またはその両方により減室した場合は、その減室分が違約金の対象になります。
5. 取消時に宿泊料金が決まっていない場合は、予約された客室の正規室料(サービス料・税金除く)が違約金の対象になります。
6. 取消時点で返品のリカない手配品がある場合は、これに係わる実費諸費用を申し受けます。
7. 違約金は課税対象外(不課税)ですが、取消時点までに発生した実費諸費用は課税対象です。
8. ホテルと旅行代理店等(OTAを含む。)との間で送客契約を結んでいる場合は、原則として当該契約に定める違約金規定を優先するものといたします。ただし、契約室数(延室数)が15室以上のグループ予約の取り消しに対する違約金は、ホテルと旅行代理店との協議により決定します。

以上